

沿岸広域振興局長告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年2月15日

沿岸広域振興局長 森 達也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 岩泉平井賀普代線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村松前沢76番12地先から76番32地先まで	新	m 57.7~12.7	m 380.2
	旧	57.7~12.7	380.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 令和4年2月15日から同年3月15日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大川松草線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町釜津田字小焼巻19番23地先から19番4地先まで	新	m 82.3~5.1	m 96.5
	旧	11.0~4.4	96.5
下閉伊郡岩泉町釜津田字小焼巻19番11地先から19番18地先まで	新	25.2~5.6	138.2
	旧	14.2~5.3	138.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター

イ 期間 令和4年2月15日から同年3月15日まで